

一般社団法人佐野労働基準協会
会 長 藤波 一博 殿

栃木労働基準監督署長

続・「Aない声かけ3か月運動」の実施について（協力要請）

労働行政の推進につきましては、日頃から格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、栃木県内における休業4日以上之死傷災害が3年連続増加となった中、栃木労働局では、本年5月24日から8月31日までの100日間にわたり、緊急災害防止運動（別称；Aない声かけ運動）を展開し、栃木労働基準監督署としましても、同運動について、管内の関係団体の皆様にご協力をお願いしたところであります。

しかしながら、栃木労働基準監督署管内の本年9月末現在の休業4日以上之死傷者数は、419件と前年同期比70件、20.1%の大幅な増加傾向を継続しており、このままの状況が続けば、平成19年に佐野労働基準監督署と統合して以降、最も件数が多かった平成30年の605件を超える可能性が非常に高く、また、栃木県内全体においても、平成9年以来24年ぶりに年間2,400件を超えることが危惧されており、誠に由々しき事態となっております。

一方、栃木地方産業安全衛生大会が中止となるなど、管内を含め、県内全体の関係団体の安全衛生関係行事がコロナ禍で中止及び縮小する傾向にあります。

そこで、栃木労働局では、栃木県内の労働災害の増加傾向に歯止めをかけるべく、労働災害防止の徹底を図るため、「Aない声かけ運動実施要綱」を見直し、10月からの今年の残り3か月間を、続・「Aない声かけ3か月運動」として、栃木労働基準監督署管内を含め全県下で展開することといたしました。

については、貴団体におかれましても、傘下の会員事業場に対して別添の実施要綱及びポスターの配布、貴団体のホームページにリンクを貼る、または、会報での配信などにより本運動の積極的な展開にご協力いただきますよう要請いたします。

なお、実施要綱及びポスターについては、栃木労働局ホームページ（各種・制度・手続き⇒安全衛生関係⇒Aない声かけ3か月運動の実施について）に掲載しておりますのでご活用ください。

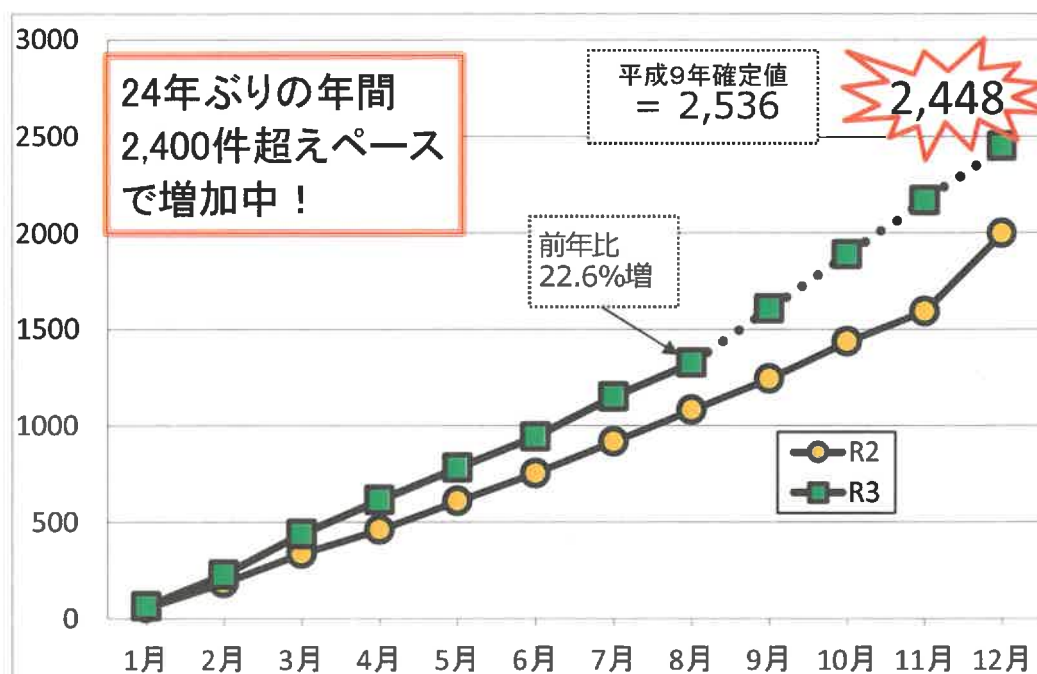
（ https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00528.html ）

記

- 1 実 施 期 間 令和3年10月1日から令和3年12月31日までの3か月
- 2 キャッチフレーズ “あわてず あせらず あなどらず”
- 3 実 施 事 項 等 別添1のとおり

続・「Aない声かけ3か月運動」

令和3年10月1日～12月31日



栃木県における労働災害が**急増**しています。

このうち、不安全行動による**行動災害**が多数を占めています。

作業を行うときは、「**あわてず**」「**あせらず**」「**あなどらず**」に注意して、
お互いに**声をかけあって**労働災害による犠牲者をなくしましょう。

《行動災害による災害事例》

1	コンベアから製品が落ちそうだったので、あわてて走り出したところ、濡れた床で足を滑らせ転倒した。
2	社会福祉施設で、立ち上がった利用者がふらついたため、あわてて抱きかかえようとしたが、利用者と共に転倒した。
3	接客対応時に、客から言われたことを急いで他のスタッフに伝えるため、廊下を走ったところ、滑って転倒した。
4	機械設備の自動運転中、機械が停止したので、急いで加工品を取り出そうとしたところ、機械が動き出し、左示指を挟まれた。
5	作業台とコンベアの隙間を通ったところ、電源コードに足を引っ掛けて転倒した。
6	トラック荷台から降りようとして、飛び降りたところ、踵を地面に打ちつけた。

1 趣旨

栃木県内の労働災害による休業4日以上死傷者数は、平成30年から3年連続で増加し誠に由々しき事態となっていたことから、何としても労働災害の増加傾向に歯止めをかけるため、各労働災害防止団体、関係団体に働きかけを行い、行政及び関係団体が一丸となり、本年5月24日から8月31日までの100日間を「Aない声かけ運動」と銘打って、災害撲滅のための運動を広く展開してきたところです。

しかしながら、運動開始時の増加率が33.6%から8月末で22.6%と11ポイント減少するなど一定の成果を上げることはできたものの、未だ満足のいく結果とは程遠いものとなっています。

そこで、更に増加率を減少させるため、今年の残り3か月を、続・「Aない声かけ3か月運動」として、改めて、「Aない声かけ運動」を展開することとしました。

「Aない声かけ運動」とは…

労働災害に結び付く「あわてる」「あせる」「あなどる」の「あぶない行動」のキーワードの頭文字“あ(A)”を取った行動を「しない・させない」ために、同じ場所で働く皆がお互いに声をかけ合い、安全な作業行動の定着化を図り、労働災害を防止するものです。

2 実施期間

令和3年10月1日から令和3年12月31日まで

3 キャッチフレーズ

“あわてず あせらず あなどらず”

4 災害防止の重点事項

- (1) 死亡労働災害及び身体に障害が生ずる重篤な災害の撲滅
- (2) 職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止
- (3) 高年齢労働者による災害の撲滅
- (4) 「荷役」災害の撲滅
- (5) 「転倒」災害の撲滅
- (6) 「動作の反動・無理な動作」災害の撲滅
- (7) 機械設備による「はさまれ・巻き込まれ」災害の撲滅
- (8) 「墜落・転落」災害の撲滅

5 無災害ポスターの掲示（ホームページからダウンロードできます。）

事業場は、別添の「無災害ポスター」を目立つ箇所に掲示することにより、運動期間中、労働災害ゼロに向けた自主的安全衛生活動のモチベーションの維持向上を図ること。

本ポスターは、日ごとに塗りつぶすことのできるポスターとなっているので、原則として以下の要領で塗りつぶすなどにより活用すること。

無災害の日…**緑** 不働災害が発生した日…**黄** 休業災害が発生した日…**赤**

※ その他、必要に応じて「重点チェック事項」「具体的な声かけ実践・活用事例」等（これまでの100日運動展開時にお示ししたもの）をご参照ください。

＜栃木労働局ホームページ⇒パンフレット・リーフレット⇒安全衛生関係＞

